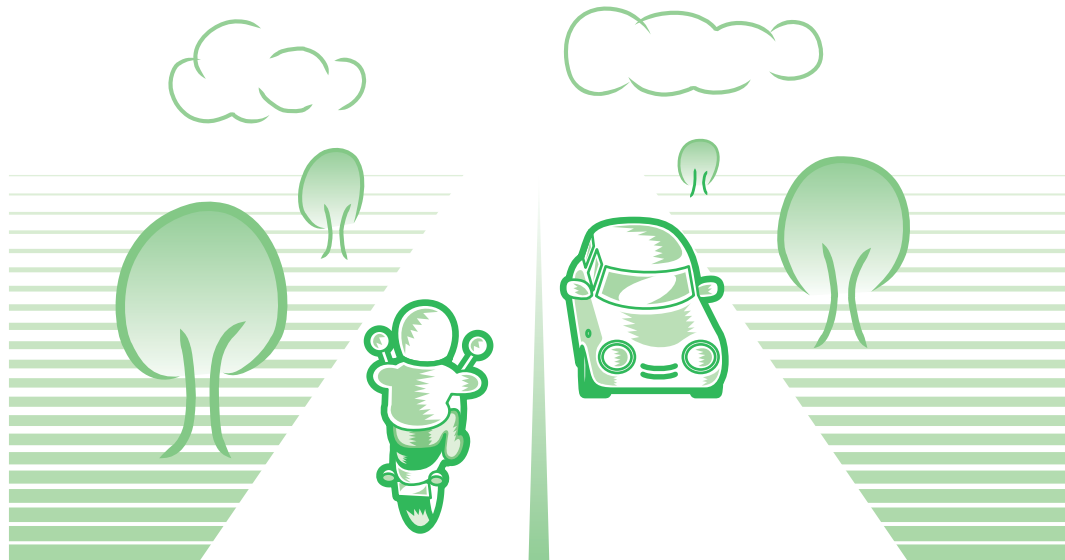


自賠償共済のしおり



北海道自動車共済協同組合

東北自動車共済協同組合

関東自動車共済協同組合

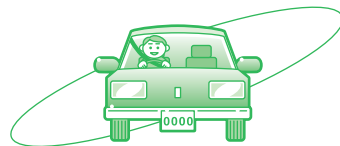
中部自動車共済協同組合

西日本自動車共済協同組合



全国自動車共済協同組合連合会

ご契約の皆様へ



このたびは当組合をご利用いただきまして有難うございます。

ご承知のとおり、自動車、原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や車検対象外自動車などを運行する場合には、法律（自動車損害賠償保障法といいます。）によって必ず自賠責共済をつけ、その自賠責共済証明書を自動車に備えつけないといけないことになっています。

また、原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や車検対象外自動車などは、自賠責共済証明書を備えつけるほか、共済標章（ステッカー）をナンバープレート等にはらなければ運行できません。

このしおりには、是非知っておいていただきたい自賠責共済のポイントをまとめましたので、ご一読のうえ自賠責共済証明書と一緒にもちください。

なお、自賠責共済についておわかりにならない点は、ご遠慮なく当組合代理所または当組合（他の損害保険会社でも結構です。）におたずねください。

当組合代理所では、共済契約の締結の代理権を有しており、当組合との委託契約に基づいて、共済契約の締結、共済掛金の領収、自賠責共済証明書の交付等の業務を行っております。

目 次

1. 自賠責共済証明書をお受けとりになったときは	3
(1) 自賠責共済証明書の記載事項に誤りがないか確認してから車に備えつけましょう。	3
(2) 原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や車検対象外自動車などには、 共済標章（ステッカー）をはりつけましょう。	3
2. ご契約締結後、ご注意ください	4
(1) 自動車が譲渡されたとき、ご契約者の住所、ナンバープレートがかわったときなど、 自賠責共済証明書の記載事項に変更が生じたとき、または、抹消登録等を受けご契約を解約 されるときは、すぐに手続きをしましょう。	4
《自賠責共済証明書の記載事項に変更が生じた場合》	5
●主な変更事項と確認書類	5
《共済契約を解約する場合》	7
●解約ができる場合と確認書類	7
(2) 原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や車検対象外自動車の共済の満期には 特にご注意ください。	9
3. 共済金のお支払いは	10
(1) 共済金のお支払いが受けられる場合は	10
(2) 共済金のお支払いが受けられない場合は	10
(3) お支払いの内容は	10
●共済金お支払いの内容（一覧表）	11

4. 共済金のご請求は	12
(1) 万一事故を起こしたときは	12
(2) 共済金を請求できる人は加害者（被共済者）と被害者です。	12
(3) 共済金請求に必要な書類は	12
(4) 時効は	12
● 共済金の請求方法と請求できる人（一覧表）	13
● 自賠責共済請求提出書類一覧表	14
(5) 請求書類の受付けから支払いまで	16
(6) 共済金等のお支払いに関する情報の提供	16
5. その他、知っておいていただきたいこと	17
(1) 自賠責共済証明書と共済標章（ステッカー）の再交付は	17
ご準備していただく書類	17
(2) 無共済のときや、ひき逃げのときは —— 政府の保障事業へ	17
(3) 自動車事故のご相談は	18
① 公益財団法人 交通事故紛争処理センター	18
② 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	19
(4) 自賠責共済の共済金等のお支払いに関する紛争処理機関	20
(5) ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）の被害者援護制度について	21
ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）一覧表	22
自動車損害賠償責任共済約款	23
共済掛金払込に関する特約	36

1. 自賠責共済証明書をお受けとりになったときは

(1) 自賠責共済証明書の記載事項に誤りがないか確認してから車に備えつけましょう。

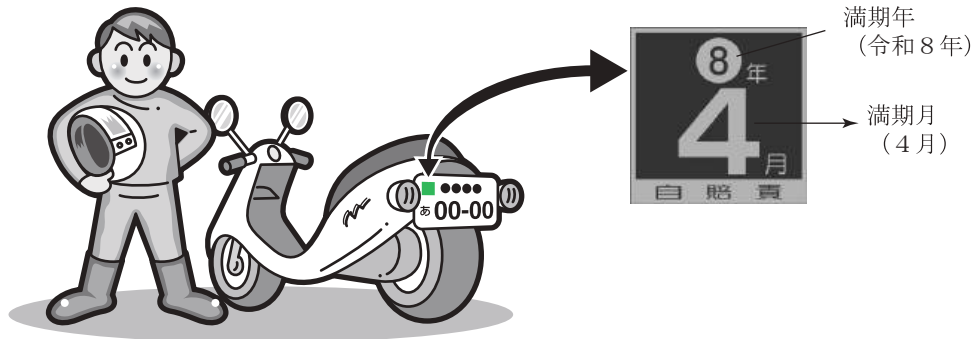
ご契約のときに共済期間（共済のご契約期間）、自動車の種別や自動車の登録番号または車台番号の間違ひがありますと、共済金請求手続きなどに差し支えることがあります。

証明書をお受けとりになりましたら、その場で記載事項に誤りがないかお確かめのうえ、必ず自動車に備えつけてください。

なお、自賠責共済証明書番号は、証明書の再交付や、共済金請求などの場合に必要ですので、メモなどを残されることをおすすめします。

(2) 原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や車検対象外自動車などには、共済標章（ステッカー）をはりつけましょう。

原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や車検対象外自動車などには、共済契約の満期年月を示す共済標章（ステッカー）をお渡しいたしますので、必ず所定の場所（ナンバープレート左上部分など）にはりつけてください。



2. ご契約締結後、ご注意くださいこと

- (1) 自動車が譲渡されたとき、ご契約者の住所、ナンバープレートがかわったときなど、自賠責共済証明書の記載事項に変更が生じたとき、または、抹消登録等を受けご契約を解約されるときは、すぐに手続きをしましょう。

ご面倒ですが自賠責共済証明書をご準備のうえ、当組合で手続きをしてください。

なお、手続きに当たっては印鑑および確認書類を必要とする場合があります。くわしくは当組合にお問合わせください。



《自賠償共済証明書の記載事項に変更が生じた場合》

自動車の用途や種別が変わった場合には共済掛金が変わります。その場合、共済掛金をお返しするか、または追加してお支払いいただくことがあります。

●主な変更事項と確認書類

変更の内容	確認書類
譲渡 (名義変更)	<p><譲渡人による手続きの場合></p> <ul style="list-style-type: none">●運転免許証、健康保険の資格確認書、社員証、印鑑証明書*1、マイナンバーカード、パスポートなどご契約者本人であることを確認できるもの●異動承認請求書（あらかじめ異動承認請求書を当組合あてご請求のうえ、譲受人による署名*2をお願いいたします。） <p><譲受人による手続きの場合></p> <ul style="list-style-type: none">●印鑑証明書*1（譲渡人のもの）または売買契約関係書類●異動承認請求書（あらかじめ異動承認請求書を当組合あてご請求のうえ、譲渡人による署名*2をお願いいたします。）
車両入替	<ul style="list-style-type: none">●旧車両（車両入替前の車両）が無共済自動車とならないことを証明する資料として、解約（7、8ページ）の確認書類と同じ書類

※1、2 確認書類が印鑑証明書の場合は、印鑑証明書と同一印影をご捺印ください。

※2 法人の場合は、従前と同じ取扱い（記名・捺印）となります。

変更の内容	車 種	確 認 書 類	
ナンバープレートが かわった場合 〔 種 別・用 途 〕 使用の本拠が かわった場合 等	登 録 自 動 車	(新) 自動車検査証および (旧) 自動車検査証のコピー、または登録事項等証明書 (詳細証明書)	
	小型二輪自動車	(新) 自動車検査証および (旧) 自動車検査証のコピー、または検査記録事項等証明書 (詳細証明書)	
	軽自動車	検査対象車 (三・四輪)	(新) 自動車検査証および (旧) 自動車検査証のコピー、または検査記録事項等証明書 (詳細証明書)
		検査対象外車 (二輪等)	(新) 軽自動車届出済証および (旧) 軽自動車届出済証のコピー、または軽自動車届出済証返納証明書
	原動機付自転車 (バイク、電動) (キックボード等)	(新) 標識交付証明書および (旧) 標識交付証明書のコピー等	

(注) 自賠責共済証明書に車台番号が記載されている場合は、(旧) 自動車検査証、(旧) 軽自動車届出済証、(旧) 標識交付証明書のコピーは不要です。

《共済契約を解約する場合》

自賠責共済は他の共済と異なり、任意に解約することは法律で制限されております。

次の場合に限り解約が認められていますので、下記の確認書類のほかに、運転免許証、健康保険の資格確認書、社員証、印鑑証明書、マイナンバーカード、パスポートなどご契約者本人を確認できる書類および自賠責共済証明書、さらに原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）・軽二輪自動車などのときは共済標章（ステッカー）をご準備ください。これらの書類に加え、当組合の定める解約承認請求書をご提出（提示）いただいたときから起算して所定の共済掛金をお返しいたします。

なお、始期前に解約された場合であっても、解約にともなう返還共済掛金はお支払いいただいた共済掛金の全額とはなりません。

●解約ができる場合と確認書類

	解約できる場合	確認書類 ^(注)	
		名 称	発行先
登録自動車	自動車検査証とナンバープレートを運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所に提出して、永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ●解除事由証明書 ●登録事項等証明書 ●自動車重量税還付申請書 付表1 ●輸出抹消仮登録証明書 ●一時抹消登録証明書 ●登録識別情報等通知書 ●輸出予定届出証明書 	のいずれか 一通 運輸監理部、 運輸支局 または 自動車検査 登録事務所
小型二輪自動車	自動車検査証とナンバープレートを運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所に提出した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●解除事由証明書 ●検査記録事項等証明書 ●自動車検査証返納証明書 ●輸出予定届出証明書 	のいずれか 一通 運輸監理部、 運輸支局 または 自動車検査 登録事務所

		解約できる場合	確認書類 ^(注)		
			名称	発行先	
軽自動車	検査対象車 (三、四輪)	自動車検査証とナンバープレートを軽自動車検査協会に提出した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●解除事由証明書 ●検査記録事項等証明書 ●自動車重量税還付申請書付表1 ●自動車検査証返納証明書 ●輸出予定届出証明書 	のいずれか一通	軽自動車検査協会
	検査対象外車 (二輪等)	軽自動車届出済証とナンバープレートを運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所に提出した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●解除事由証明書 ●軽自動車届出済証返納証明書 ●軽自動車届出済証返納済確認書 	のいずれか一通	運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所
原動機付自転車 (バイク、電動キックボード等) 小型特殊自動車		標識番号交付書とナンバープレートを市区町村に提出した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●解除事由証明書 ●軽自動車税(種別割)廃車申告受付書 ●標識交付証明書(返納) ●標識返納証明書 等 	のいずれか一通	市区町村
重複契約		一台の自動車に二つ以上の契約がついている場合(先に終期がくる契約を解約できます。)	<ul style="list-style-type: none"> ●他の自賠責保険証明書 または自賠責共済証明書 ●「車検査証閲覧アプリ」を用いてダウンロードされた車検査情報のPDFデータ 	のいずれか一通	—

(注) 解体証明書を確認書類とすることはできません。

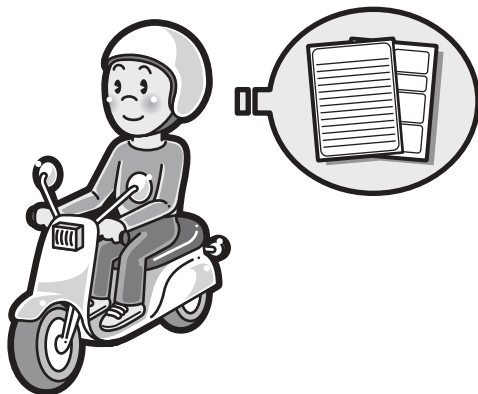
(2) 原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や軽二輪自動車の自賠責共済の満期には特にご注意ください。

原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や車検対象外自動車には車検制度がないので、継続契約をつい忘れがちです。

共済契約の満期が近くなってきたときには、最寄りの当組合代理所または当組合にて継続契約の手続きをおとりください。

なお、一般的に、長期契約ほどお支払いいただく共済掛金は割安になります。契約更新漏れを防ぐためにも、なるべく長い共済期間での契約をご検討ください。

- 契約をご継続の際には、自動車の車台番号および登録番号ならびに自動車の種別をお知らせください。なお、これらは標識交付証明書、軽自動車届出済証等でご確認ください。
- 無共済で走ると、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金、さらに違反点数6点となり免許停止処分となりますので、満期前1ヵ月以内となったら、お早めにご継続の手続きをおとりください。



3. 共済金のお支払いは

(1) 共済金のお支払いが受けられる場合は

自動車の運行によって他人を傷つけたり、死亡させたりしたために、被共済者（共済の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者）が損害賠償責任を負担した場合の損害について共済金のお支払いが受けられます。（人身事故に限ります。）

（注）保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人、陸送業者なども含まれます。

(2) 共済金のお支払いが受けられない場合は

次のような場合には、共済金のお支払いが受けられませんのでご注意ください。

- ① 電柱に衝突したりして、被共済者自身が負傷したようないわゆる自損事故の場合
- ② 保有者が次の3つの条件をすべて立証できる場合
 - (イ) 自己および運転者が自動車の運行について注意を怠らなかったこと
 - (ロ) 被害者または運転者以外の第三者に故意・過失があったこと
 - (ハ) 自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと
- ③ 共済契約者または被共済者の悪意によって、損害が生じた場合
- ④ 一台の自動車に重複して自賠責共済の契約がついているときは、締結したときがもっとも早い契約で共済金が支払われ、他の契約からは重複して支払われません。

(3) お支払いの内容は

お支払額は、11 ページの表の基準により損害額を調査のうえ、お支払い限度額の範囲内で決定されます。なお、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

●共済金お支払いの内容

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名につき）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	後遺障害の程度により 第1級：3,000万円～ 第14級：75万円 ※神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい 障害を残して介護が必要な場合 障害の程度に応じて 第1級：4,000万円～ 第2級：3,000万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人および遺族）	3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	120万円

（注）次のような場合には共済金を減額して支払います。

1. 被害者に重大な過失があるとき。
2. 受傷と死亡との間および受傷と後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難なとき。

4. 共済金のご請求は

(1) 万一事故を起こしたときは

事故を起こしたときは、まずケガ人の救護につとめ、それとともに必ず警察に届出てください。また、被害者と加害者、自賠償共済証明書番号など事故のあらましを当組合にお知らせください。

なお、事故（損害賠償）の解決方法には示談、調停、裁判がありますが、**円満な解決のためには、お見舞、おわび、死亡事故の場合の葬儀参列等、加害者が被害者に対してできる限り誠意をつくすことが、何より大切です。**

(2) 共済金を請求できる人は加害者（被共済者）と被害者です。

共済金の請求には、本請求のほか、内払請求と仮渡金があります。請求の方法と請求できる人は13ページの表のとおりです。

(3) 共済金請求に必要な書類は

共済金をご請求になる場合に必要書類は14、15ページの一覧表のとおりです。請求方法に応じて必要書類をお取りそろえのうえ当組合へご提出ください。

(4) 時効は

① 3年で時効となりますので、早めに請求しましょう。

加害者請求の場合は被害者に損害賠償金をお支払いになったときから、被害者請求（仮渡金をふくみます。）の場合は、通常、事故があった日から、3年で時効となり、それ以後は請求できなくなりますので、お早めにご請求ください。

② 3年以内に共済金の請求ができないときは

治療が長引いたり、後遺障害が確定しないとき、また、加害者と被害者の話し合いがつかないなど、3年以内に共済金の請求ができそうにないときには、前もって当組合にご相談ください。

●共済金の請求方法と請求できる人

請求者 請求方法	加 害 者	被 害 者
本 請 求	<ul style="list-style-type: none"> ●加害者がまず被害者に損害賠償金を支払ったうえで、その領収証その他必要書類を添えて共済金の請求ができます。 ●実際に被害者に支払った金額についてだけ請求できることになっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●加害者の加入している共済組合あるいは保険会社に直接、診療報酬明細書等必要書類を添えて損害賠償額の請求ができます。
仮 渡 金	<ul style="list-style-type: none"> ●請求できません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当座の出費をまかなうために、前払い金として請求できます。支払われる金額は、 <ul style="list-style-type: none"> ①死亡の場合……290万円 ②傷害の場合……その程度に応じて40万円、20万円、5万円の3段階があります。

(注1) 仮渡金は、最終的に共済金としてお支払いする金額が決定したときに差引き精算されます。仮渡金は共済金の前払いですので、お支払いする金額が既にお支払い済みの仮渡金より少ないときはその差額を、また、加害者に責任がないと認められるときなどはその全額をお返しいただくことになります。

(注2) 被害者請求をする場合には、加害者が契約している自賠責共済（保険）で請求することになりますので、共済組合（保険会社）名、自賠責共済（保険）証明書番号の確認が必要です。
なお、加害者から支払いを受けた損害については共済金から差引かれます。

(注3) 共済金額（お支払いする共済金の限度額）の範囲内で、請求額が損害額を下回ると思われる場合には、示談や調停などが成立していない場合に限り共済金の追加請求ができることを被害者にお知らせすることになっています。

●自賠責共済請求提出書類一覧表

加害者請求の場合		提出書類
死亡	傷害	イ. 仮渡金請求の際に提出していただいた書類は、本請求の場合には再提出していただく必要はありません。 ロ. 太字の用紙は当組合に備えつけてあります。
本請求		
◎	◎	1. 共済金 損害賠償額 仮渡金 支払請求書
◎	◎	2. 交通事故証明書 交通事故証明書交付申請書は、警察署、派出所、駐在所、または当組合に備えつけてあります。
◎	◎	3. 事故発生状況報告書
◎	◎	4. 医師の 診断書 または死体検案書（死亡診断書）
◎	◎	5. 診療報酬明細書
○	◎	6. 通院交通費明細書
○	○	7. 休業損害、看護料等の立証資料 休業損害の証明は、 (1)給与所得者……事業主の 休業損害証明書 （源泉徴収票添付） (2)自由業者、自営業者、農林漁業者…確定申告書控または所得額の記載されている納税証明書、課税証明書
◎	◎	8. 被害者の領収証等加害者の支払を証明する書類および 示談書 （示談成立の場合のみご提出ください。）
◎	◎	9. 共済金等の受領者が請求者本人であることの証明（印鑑証明書） 被害者が未成年者でその親権者が請求の場合は、上記のほか、当該未成年者の住民票または戸籍抄本が必要です。
○	○	10. 委任状 および（委任者の）印鑑証明書 被害者または加害者が第三者に委任し請求する場合、また死亡事故で請求権者が数名ある場合は、原則として1名を代理者とし、他の請求権者全員の委任状および印鑑証明書が必要です。
◎		11. 戸籍謄本

取 り 付 け 先	被害者請求の場合			
	死 亡		傷 害	
	本請求	仮渡金	本請求	仮渡金
	◎	◎	◎	◎
事故が発生した場所を管轄する各都道府県（方面）の自動車安全運転センター（自動車安全運転センターへの申請方法は郵便振替と窓口申請があります。）	◎	◎	◎	◎
事故当事者等事故状況に詳しい人	◎	◎	◎	◎
診断書は、治療を受けた医師または病院	◎	◎	◎	◎
治療を受けた医師または病院	◎		◎	
	○		◎	
休業損害証明書は事業主 納税証明書・課税証明書等は税務署または市区町村	○		○	
住民票は住民登録をしている市区町村、 戸籍抄本は本籍のある市区町村	◎	◎	◎	◎
印鑑登録をしている（住民登録をしている）市区町村	○	○	○	○
本籍のある市区町村	◎	◎		

(注1) 提出書類は、通常◎印と○印のものがが必要です。ただし、○印のものについては早急に取りそろえることが困難なときは、一旦◎印のものをご提出いただければ請求を受付けます。この場合○印のものは後日、当組合または自賠償損害調査事務所に提出していただくこととなります。

(注2) 左記以外の書類が必要なときは、自賠償損害調査事務所からご連絡いたします。

(5) 請求書類の受付けから支払いまで

多くのご請求をすみやかに、かつ公正・公平に処理するために、当組合で受付けた請求は、損害保険料率算出機構・自賠責損害調査事務所が調査いたします。当組合はその結果に基づいて最終的に共済金を決定してお支払いいたします。

※必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、共済金を支払うために、必要な事項の確認を終えて共済金をお支払いします。(特別な照会または調査が不可欠な場合には、当組合は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被共済者に通知し、約款に定める日数までに共済金をお支払いします。)

(6) 共済金等のお支払いに関する情報の提供

加害者(被共済者)または被害者が、共済金等が適正に支払われているか否かを自ら判断できるようにするために、以下のとおり、共済金等のお支払いに関する情報を書面により提供いたします。

- ① 支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(共済金等を請求された時点)
 - ② お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(共済金等をお支払いした時点)
 - ③ お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
- また、上記に加えて必要な追加情報を請求することができます。



5. その他、知っておいていただきたいこと

(1) 自賠責共済証明書と共済標章（ステッカー）の再交付は

自賠責共済証明書または共済標章（ステッカー）を紛失したり汚損したときには、次の書類と印鑑をご準備のうえ当組合へご連絡ください。再交付いたします。

ご準備していただく書類

	自賠責共済証明書の場合	共済標章の場合
紛失したとき	印鑑証明書、運転免許証などご契約者本人であることを確認できるもの	自賠責共済証明書
汚損したとき	汚損した自賠責共済証明書	自賠責共済証明書、汚損した共済標章

（注）自賠責共済証明書の再交付には、もとの自賠責共済証明書番号が必要です。

(2) 無共済のときや、ひき逃げのときは —— 政府の保障事業へ

自賠責共済（保険）をつけていない自動車にひかれた場合や、ひき逃げ事故で加害者が不明の場合などは、自賠責共済の共済金の支払いを受けられませんので、加害者にかわって政府が被害者に自賠責共済に準じた支払いを行います。

なお、このお取扱いも共済組合が行っていますので、くわしくは当組合におたずねください。

(3) 自動車事故のご相談は

自動車事故に関するご相談は、当組合のほか、次のような相談機関で、無料で受け付けておりますので、あわせてご利用ください。

① 公益財団法人 交通事故紛争処理センター（自動車事故全般）

自動車事故に伴う損害賠償の紛争を解決するため、中立公正な立場で和解あっ旋および審査を行っている公益財団法人です。全国11ヶ所に設置されています。

2026年4月1日現在

支部名	電話番号
東京本部	03-3346-1756
札幌支部	011-281-3241
仙台支部	022-263-7231
名古屋支部	052-581-9491

支部名	電話番号
大阪支部	06-6227-0277
広島支部	082-249-5421
高松支部	087-822-5005
福岡支部	092-721-0881

支部名	電話番号
さいたま相談室	048-650-5271
金沢相談室	076-234-6650
静岡相談室	054-255-5528

受付時間 平日 月曜日～金曜日（祝祭日と12月29日～1月3日を除く）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）



② 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター（自動車事故全般）

日本弁護士連合会（日弁連）が設置した機関で、全国各地に面接相談所が設置されています。

☆印の相談所では、弁護士による無料の示談あつ旋・審査業務も行っています。

2026年4月1日現在

所在地	電話番号	所在地	電話番号	所在地	電話番号	所在地	電話番号
本部☆	03-3581-4724	前橋☆	027-234-9321	浜松☆	053-455-3009	高松☆	087-822-3693
札幌☆	011-251-7730	埼玉☆	048-710-5666	名古屋☆	052-565-6110	徳島	088-652-5768
函館	0138-41-0232	千葉☆	043-227-8530	三重☆	059-228-2232	愛媛☆	089-941-6279
旭川	0166-51-9527	東京☆	03-3581-1782	滋賀☆	077-522-2013	高知☆	088-822-4867
釧路	0154-41-3444	横浜☆	045-211-7700	京都☆	075-231-2378	福岡☆	092-741-3208
青森	017-777-7285	山梨☆	055-235-7202	大阪☆	06-6364-8289	北九州☆	093-561-0360
岩手☆	019-623-5005	長野	026-232-2104	神戸☆	078-341-1717	佐賀☆	0952-24-3411
仙台☆	022-223-2383	新潟☆	025-222-5533	奈良☆	0742-26-3532	長崎	095-824-3903
秋田	018-896-5599	富山☆	076-421-4811	和歌山☆	073-422-4580	熊本☆	096-325-0009
山形☆	023-635-3648	石川	076-221-0242	鳥取	0857-22-3912	大分☆	097-536-1458
福島	024-536-2710	福井☆	0776-23-5255	島根	0852-21-3450	宮崎	0985-22-2466
郡山	024-922-1846	岐阜☆	058-265-0020	岡山☆	086-234-5888	鹿児島☆	099-226-3765
水戸☆	029-221-3501	静岡☆	054-252-0008	広島☆	082-225-1600	那覇☆	098-865-3737
栃木☆	028-689-9001	沼津☆	055-931-1848	山口☆	0570-064-490		

なお、以下の電話番号で、弁護士による10分程度の電話相談も行っています（相談料・通話料無料）。

〔電話番号〕 0120-078325（フリーダイヤル）月曜～金曜（土・日・祝日を除く）10:00～19:00

※国際電話、IP電話からの相談のお電話は（03-3581-1770）にて受け付けております。

月曜日～金曜日（祝日を除く）10:00～15:30（12:30～13:00は休憩時間）

(4) 自賠責共済の共済金等のお支払いに関する紛争処理機関

自賠責共済の共済金等について、万一にもご納得いただけなかったためのために、裁判外紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構が設置されています。

この機関は、国土交通大臣および内閣総理大臣の指定を受け、自賠責共済の共済金等のお支払いについて、公正中立で専門的な知見を有する弁護士・医師・学識経験者が、原則無料で、紛争の当事者に対して書面による調停を行います。

また、自賠責共済の支払いをめぐる相談等の対応も行っています。

2026年4月1日現在

電話番号	0120-159-700 (フリーダイヤル)
------	------------------------

受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時
(土日、祝日、年末年始(12/28～1/4)は除く)

(5) ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）の被害者援護制度について

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）は、全国50カ所に支所を設置し、自動車事故により、「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事および排泄など日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要な状態の方への介護料の支給や、自動車事故により保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子様を対象とした交通遺児等生活資金貸付などを行っています。

また、自動車事故により脳損傷を生じ、重度の後遺障害が継続する状態にあり、治療と常時の介護を必要とする方を専門に治療・看護・リハビリテーションを行う療護施設の設置・運営を行っています。

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）一覧表（2026年4月1日現在）

所在地	電話番号
本部	03-5608-7560
札幌	011-218-8155
函館	0138-88-1007
釧路	0154-32-7021
旭川	0166-40-0111
仙台	022-204-9902
福島	024-522-6626
岩手	019-652-5101
青森	017-739-0551
山形	023-609-0500
秋田	018-863-5875
新潟	025-283-1141
長野	026-480-0521

所在地	電話番号
石川	076-239-3207
富山	076-421-1631
東京	03-3621-9941
神奈川	045-471-7401
千葉	043-350-1730
埼玉	048-824-1945
茨城	029-226-0591
群馬	027-365-2770
栃木	028-651-2701
山梨	055-262-1088
名古屋	052-218-3017
静岡	054-687-3421
岐阜	058-263-5128

所在地	電話番号
三重	059-350-5188
福井	0776-22-6006
大阪	06-6942-2804
京都	075-694-5878
兵庫	078-271-7601
滋賀	077-585-8290
奈良	0742-32-5671
和歌山	073-431-7337
広島	082-297-2255
鳥取	0857-24-0802
島根	0852-25-4880
岡山	086-232-7053
山口	083-924-5419

所在地	電話番号
高松	087-851-6963
徳島	088-631-7799
愛媛	089-960-0102
高知	088-831-1817
福岡	092-451-7751
佐賀	0952-29-9023
長崎	095-821-8853
熊本	096-322-5229
大分	097-558-3155
宮崎	0985-53-5385
鹿児島	099-213-7250
沖縄	098-916-4860

療護施設一覧表（2026年4月1日現在）

東北療護センター	022-247-1171
千葉療護センター	043-277-0061

中部療護センター	0574-24-2233
岡山療護センター	086-244-7041

自動車損害賠償責任共済約款

(責任の範囲)

第1条 当組合は、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被共済自動車」といいます。）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害すること（以下「事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、共済金を支払います。

(定義)

第2条 この約款において「自動車」、「運行」、「保有者」または「運転者」とは、それぞれ自動車損

害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。

2 この約款において「被共済者」とは、被共済自動車の保有者およびその運転者をいいます。

(損害の範囲および責任の限度)

第3条 第1条（責任の範囲）の損害は、被共済者が被害者に支払った損害賠償金および被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用とします。

2 当組合が支払うべき共済金（第1条の規定による共済金をいいます。以下同様とします。）の額は、自動車損害賠償保障法施行令（以下「令」と

います。) 第12条において準用する令第2条に定める共済金額(以下「共済金額」といいます。)を限度とします。ただし、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額(以下「損害賠償額」といいます。)の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。

(共済責任の始期および終期)

第4条 当組合の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。ただし、あらかじめ、共済契約者の意思により、共済期間の始期が定められた場合は、当組合の共済責任は、その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。

(告知義務)

第5条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、当組合が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定す

る事項(以下この条において「告知事項」といいます。)について、当組合に事実を正確に告げなければなりません。

- 2 当組合は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、当組合がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。
- 3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面または当組合の指定する電磁的方法による通知をもってその訂正を申し出て当組合がこれを承認した後、または当組合が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。
- 4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受

けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。

5 当組合は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。

6 当組合は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求します。

(通知義務)

第6条 共済契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。

(1) 法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項について変更したとき。

(2) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車

となったとき。

(3) その他証明書記載事項について変更したとき。

2 前項第1号の変更の通知があった場合または当組合が通知なくしてその事実を知った場合において、危険が増加または減少したときは、当組合は、危険が増加または減少した日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する共済掛金と、新たな危険に対応する責任共済（法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約で共済期間を同じくするものの共済掛金（当該共済期間の開始後に共済掛金の変更があった場合には、変更前の共済掛金）のうち、同一日数につき日割計算により算出した共済掛金との差額を返還し、または請求します。ただし、返還または請求すべき金額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

3 共済期間中に危険が増加した後に事故が発生し、当組合が共済金または損害賠償額を支払った場合において、共済契約者または被共済者が第1項第1号の変更の通知を怠っていたときは、当組合は、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。ただし、当組合の請求により、事故の発生前に前項に規定する共済掛金の支払をしたときは、この限りではありません。

(事故の発生)

第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。

- (1) 次の事項を遅滞なく、当組合に通知すること。
 - イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業
 - ロ 被共済自動車が、道路運送車両法第41条に

規定する自動運行装置（以下「自動運行装置」といいます。）を備えているときは、当該装置の作動状況

ハ イに掲げる事項について証人となる者がいるときはその者の住所および氏名

ニ 損害賠償の請求を受けたときはその内容

(2) 前号の事項のほか、当組合が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。

(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。

(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面または当組合の指定する電磁的方法により当組合に通知すること。

2 当組合は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任

の限度) 第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。

(訴訟等の費用)

第8条 第1条(責任の範囲)の損害に関し、被共済者と被害者との間に争いが生じた場合、当組合は、被共済者が支出する訴訟、和解または調停等に関する一切の費用を負担しません。

(取消し)

第9条 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって当組合が共済契約を締結した場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取り消すことができます。

(解除)

第10条 共済契約者は、被共済自動車が決の各号の

いずれかに該当する場合に限り、当組合に対する書面または当組合の指定する電磁的方法による通知をもって共済契約を解除することができます。

- (1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合
- (2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合
- (3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合
- (4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
- (5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支

局長に返納した場合

(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合

(7) 関税法第 67 条の輸出の許可を受けた場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は当組合に対する書面または当組合の指定する電磁的方法による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。

(1) 第 6 条（通知義務）第 1 項第 2 号に規定する事実が生じた場合

(2) 被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険（法第 5 条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場

合

3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

4 共済契約者は、第 1 項および第 2 項による解除または第 5 条（告知義務）第 2 項による解除の場合は、被共済自動車が共済標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および共済標章を、その他の自動車であるときは証明書を当組合へ返納または破棄しなければなりません。

（共済契約者の権利および義務の承継）

第11条 被共済自動車が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利および義務を承継することを共済契約者と約し、当組合が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、共済契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについて当組合の承認があったものとみなします。

(共済掛金の変更)

第12条 共済契約の成立後において、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を返還し、または請求します。

(共済掛金の返還)

第13条 第9条(取消し)の規定により、当組合が共済契約を取り消した場合には、当組合は、共済掛金を返還しません。

2 当組合は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または第5条(告知義務)第2項および第10条(解除)の解除の場合(第10条第2項の規定により当組合が解除した場合を除きます。)には、未経過期間に対して当組合の定める解約共済掛金表による共済掛金を共済契約者に返還します。

3 前項の場合を除き、当組合は、失効の場合には

その翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を共済契約者に返還します。

4 当組合のみの責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合および当組合が第10条(解除)第2項の規定により共済契約を解除した場合には、当組合は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に返還します。

(共済金の請求)

第14条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済金請求書
- (2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料
- (3) 公の機関が発行する交通事故証明書
- (4) 事故発生状況報告書
- (5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関し

- ては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍
- (6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類
- (7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類
- (8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書

類

- 2 当組合は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 3 当組合は、特に必要があると認めるときは、当組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、当組合が負担します。

(共済金の支払)

第15条 当組合は、被共済者が前条第1項の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

-
- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
 - (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - (5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、当組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当組合は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。

- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）
180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容お

よびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日

(5) 前項の各号の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

（損害賠償額の請求）

第16条 被害者は、法第3条の規定による保有者の損害賠償責任が発生したときは、法第23条の3第

1項において準用する法第16条の規定に基づき、当組合に対して損害賠償額の支払を請求することができます。

（重複契約の場合の免責）

第17条 当組合は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した事故に対しては共済金、損害賠償額および法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の規定による仮渡金（以下この条において「仮渡金」といいます。）を支払いません。

2 当組合は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、当組合または被害者がこの共済契約の他に締

結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得します。

3 当組合は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し支払うべき共済金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。

4 当組合は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、当組合または被害者がこの共済契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償

の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得します。

(悪意による損害の免責)

第18条 当組合は、共済契約者または被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払いません。

(指定紛争処理機関)

第19条 当組合が支払うべき共済金または損害賠償額の決定について、当組合と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。

2 当組合は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。

(代位)

第20条 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当組合がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は当組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 当組合が損害額の全額を共済金または損害賠償額として支払った場合 被共済者が取得した債権の全額
 - (2) 前号以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額
- 2 前項第2号の場合において、当組合に移転せず被共済者が引き続き有する債権は、当組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被

害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類を当組合に提出しなければなりません。

(先取特権)

第21条 事故に係る損害賠償請求権者は、被共済者の当組合に対する共済金請求権について先取特権を有します。

- 2 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除きます。

(証明書等の再交付)

第22条 当組合は、証明書または共済標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける

場合には、共済契約者は証明書を提示しなければなりません。

- (1) 損傷もしくは識別困難となった証明書もしくは共済標章の提出またはその証拠の提出があった場合
- (2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または共済標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合

(共済契約の移転)

第23条 共済契約者は、当組合の承認を得て、共済契約を全国自動車共済協同組合連合会（以下「全自共」といいます。）または全自共の会員である他の組合（以下「他の組合」といいます。）に移転することができます。

- 2 当組合が自動車損害賠償責任共済の事業の全部もしくは一部を譲渡し、または共済契約を包括移転する場合には、当組合は、あらかじめ共済契約者に通知し、共済契約を当組合で定めた全自共または他の組合に移転するものとします。

(準拠法)

第24条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令によります。

共済掛金払込に関する特約

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、共済契約者が、当組合の承諾を得て、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済その他名称の如何を問わず、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」といいます。）のうち当組合の指定する方法により共済掛金^(注)を払い込む場合に適用されます。

(注) 共済契約締結時に共済契約者より收受する共済掛金および共済契約の締結後において自動車損害賠償責任共済約款に従い当組合が共済契約者へ追徴する共済掛金をいいます。以下同様とします。

(共済掛金の払込方法)

第2条 共済契約者は、共済掛金を当組合が指定するキャッシュレス決済手段によって払い込むことができるものとします。

(共済掛金收受)

第3条 前条の規定により当組合が指定するキャッシュレス決済手段により共済掛金を払い込む場合は、当組合は、共済契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等（以下「会員規約等」といいます。）に従い決済手続を完了した時に、共済掛金が払い込まれ、当組合が共済掛金を收受したものとみなします。

(共済掛金相当額を領収できない場合の取扱い)

第4条 当組合がキャッシュレス決済手段を提供

する者（以下「支払サービス事業者」といいます。）から共済掛金相当額を領収できない場合には、当組合は、この特約により、共済契約者に当該共済掛金を直接に請求することができるものとします。ただし、共済契約者が会員規約等に従い支払サービス事業者に共済掛金相当額の全部または一部を既に支払っているときは、当組合は、その支払った金額について共済契約者に請求することはできないものとします。

(共済掛金の返還の特則)

第5条 当組合がこの共済契約について共済掛金を返還する場合には、当組合は、支払サービス事業者からの共済掛金相当額の領収を確認した後、共済掛金を返還します。ただし、次のいずれかの場合についてはこの限りではありません。

- (1) 当組合が前条の規定により共済契約者に共済掛金を請求し、かつ、共済契約者が遅滞なく当組合に当該共済掛金を払い込んだ場合
- (2) 会員規約等に定める手続きによってキャッシュレス決済手段が使用され、かつ、会員規約等に従い支払サービス事業者に共済掛金相当額的全額が既に払い込まれている場合

(準用規定)

第6条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、自動車損害賠償責任共済約款の規定を準用します。

自動車共済協同組合の全国ネットワーク

北海道自動車共済協同組合

〒065-0030 北海道札幌市東区北30条東1-3-2
TEL 011-721-5233

損害調査部	011-721-1497
本部	011-721-5233
函館支部	0138-34-2225
室蘭支部	0143-44-5662
旭川支部	0166-53-8186
北見支部	0157-66-1237
帯広支部	0155-33-3403
釧路支所	0154-51-7900

東北自動車共済協同組合

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-9-15
TEL 022-264-1188

青森県支部	017-739-1881
青森県サービスセンター	017-739-0588
八戸オフィス	0178-71-3381
岩手県支部	019-637-2040
岩手県サービスセンター	019-637-5716
宮城県支部	022-232-5677
宮城県サービスセンター	022-217-1511
秋田県支部	018-863-6117
秋田県サービスセンター	018-892-7745
山形県支部	023-686-3951
山形県サービスセンター	023-685-6166
福島県支部	024-546-8181
福島県サービスセンター	024-927-1217
いわきオフィス	0246-35-6430

関東自動車共済協同組合

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通3-33
TEL 045-201-8833

茨城県支部	029-226-5191
栃木県支部	028-639-2441
群馬県支部	027-254-3425
埼玉県支部	048-641-8204
千葉県支部	043-224-5222
東京事業本部	03-5962-4300
神奈川県支部	045-474-2700
新潟県支部	025-201-6506
山梨県支部	055-237-8331
長野県支部	026-228-5460
静岡県支部	054-254-2668

中部自動車共済協同組合

〒466-8558 愛知県名古屋市中区滝子町30-16
TEL 052-872-1222

本部サービスセンター	052-872-1151
愛知県支部	052-872-4862
静岡県支部	054-295-9191
静岡サービスセンター	054-295-9600
岐阜県支部	058-279-3737
岐阜サービスセンター	058-245-0574
東濃サービスセンター	0572-68-6575
三重県支部	059-234-8626
三重サービスセンター	059-253-3230
四日市サービスセンター	059-353-5181
福井県支部	0776-34-1750
福井サービスセンター	0776-34-3188
金沢支局	076-282-9925

金沢サービスセンター	076-222-4021
富山県支部	076-424-2255
富山サービスセンター	076-423-3100

西日本自動車共済協同組合

〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵2-15-25
TEL 092-441-5901

近畿事業部	06-6765-9580
京都サービスセンター	075-353-0320
兵庫県支部	078-367-6805
鳥取県支部	0857-27-5210
島根県支部	0852-26-5270
岡山県支部	086-246-3355
広島県支部	082-261-8430
福山支局	084-923-7980
山口県支部	083-932-5522
香川県支部	087-822-6309
徳島県支部	088-653-5160
高知県支部	088-880-1788
愛媛県支部	089-905-1195
福岡県支部	092-681-7166
北九州支局	093-951-6711
福岡支局	092-481-1781
筑後支局	0942-53-8711
佐賀県支部	0952-31-3072
長崎県支部	095-827-7752
佐世保サービスセンター	0956-25-6162
熊本県支部	096-365-2672
大分県支部	097-558-7835
宮崎県支部	0985-51-1570
鹿児島県支部	099-262-0226
沖縄県支部	098-882-2270